

「福島県二千五十年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する
条例（素案）」に関する県民意見公募（パブリック・コメント）の結果について

1 募集期間

令和6年6月5日（水曜日）から令和6年7月5日（金曜日）まで

2 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

3 意見数

5個人から 延べ32件

4 いただいた御意見等に対する県の考え方

以下のとおり

※頁番号順に掲載（同頁内では順不同）

No.	頁	行	御意見等の内容	県の考え方
1	1	5	<p>【項目】</p> <p>1 総則的事項</p> <p>(1) 目的</p> <p>【御意見等】</p> <p>IPCC 第6次評価報告書では、気候危機は人類の経済活動によって引き起こされたものであると断定し、二酸化炭素排出削減は「待ったなし」の課題としている。2050年までのカーボンニュートラルの実現、2030年までの50%への排出削減は、産業革命以前よりも気温上昇を1.5℃以下に抑えるために避けて通れない課題として強調されており、条例の「目的」には、この課題を達成することを正面に掲げるべき。</p>	<p>本条例は、御意見にある世界の平均気温上昇を産業革命以前と比較して2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすることを世界共通の成果目標とするパリ協定のもと、本県の2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策を推進することを目的としております。</p>
2	1	18	<p>【項目】</p> <p>1 総則的事項</p> <p>(3) 基本理念</p> <p>【御意見等】</p> <p>原子力発電は脱炭素社会、地球温暖化、温室効果ガスに対しては有用であるため、依存しないという選択肢は得策ではないと考えられる。</p>	<p>原子力災害で深刻な被害を受けた本県においては、「原子力に依存しない、安全、安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興の基本理念に掲げ、この考え方のもと、原子力に依存しない社会を目指し、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図るとともに、省資源、省エネルギーやリサイクルなどを強力に推進し、環境との共生が図られた社会づくりを進めているところであり、本条例においても、引き続きこの基本理念を継承することとしております。</p>

No.	頁	行	御意見等の内容	県の考え方
3	1	18	<p>【項目】</p> <p>1 総則的事項 (3) 基本理念</p> <p>【御意見等】</p> <p>現状、宮城県の女川原発や青森県の東通原発が運転すると、県内の電力供給は原子力もベース電源の一つとなる。また、安定した電力を確保しつつ、脱炭素を目指すのであれば、原子力は必須であると考えられる。政府も原子力を利用する方向に舵を切っており、経済安全保障上でも、エネルギー確保の手段を限定する必要はないと考える。</p> <p>そのため、「原子力に依存しない・・・」は、現実乖離及び誤解を招く恐れがあるので、削除するか、「依存度を出来る限り減らす」等に変更を提案する。</p>	<p>原子力災害で深刻な被害を受けた本県においては、「原子力に依存しない、安全、安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興の基本理念に掲げ、この考え方のもと、原子力に依存しない社会を目指し、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図るとともに、省資源、省エネルギーやリサイクルなどを強力に推進し、環境との共生が図られた社会づくりを進めているところであり、本条例においても、引き続きこの基本理念を継承することとしております。</p>
4	1	31	<p>【項目】</p> <p>1 総則的事項 (4) 県の責務</p> <p>【御意見等】</p> <p>県の事業であることから、温室効果ガスの排出の量の削減等を講ずる場合は、県内の産学と優先的に連携・協働すべきと考える。</p>	<p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
5	2	14	<p>【項目】</p> <p>2 気候変動対策推進計画等 (1) 気候変動対策推進計画</p> <p>【御意見等】</p> <p>推進計画を実行する場合の費用対効果を明記すべきと考える。</p> <p>特に、昨今のメガソーラー問題や風力発電問題の観点から、手法と想定される効果に関しては県民に喧伝すべきと考える。</p>	<p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
6	2	21	<p>【項目】</p> <p>2 気候変動対策推進計画等 (1) 気候変動対策推進計画</p>	<p>御意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>具体的な目標については、気候変動対策推進計画において定めることとしており、</p>

No.	頁	行	御意見等の内容	県の考え方
			<p>【御意見等】</p> <p>「中長期目標」について県内の直接排出、間接排出の両面で削減、吸収に関する目標とすべき。</p> <p>福島県は首都圏へのエネルギー供給県として、多くの火力発電所が設置され、その直接排出量は、県の間接排出量の3倍にもなっており、真に気候変動対策に取り組むならば、その削減を正面から掲げることが必要である。</p>	その目標の実現に向けて、省エネの徹底や再エネの利用などの緩和策と、熱中症対策などの適応策を両輪に、具体的な取組を進めてまいります。
7	2	21	<p>【項目】</p> <p>2 気候変動対策推進計画等 (1) 気候変動対策推進計画</p> <p>【御意見等】</p> <p>「中長期目標」に関連して、日本の温室効果ガス排出量は世界の3%で、そのうち福島県の排出量が何%か、この対策の効果として福島県が寄与して気温上昇は何℃抑え込められるのか、そのコストは何億円と見積もられるのか、県民負担は如何ほどかを明確に数値化してほしい。</p>	地球温暖化の影響による気候変動への対策については、地球規模の喫緊の課題であり、本県としても、市町村や他都道府県、国と連携・協力を図りながら、一つ一つ着実に進めることが重要であると考えております。
8	2	21	<p>【項目】</p> <p>2 気候変動対策推進計画等 (1) 気候変動対策推進計画</p> <p>【御意見等】</p> <p>温室効果ガス排出量の低減策として、再エネが主軸となっているが、現状は再エネ賦課金による電気代が高騰している。また、気象に影響され不安定な再エネを利用するため、現存火力、水力など非効率的な運用によるロス、太陽光パネル製造や蓄電池製造、電気自動車製造における温室効果ガス発生量も含めるべきと考える。</p>	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	2	22	<p>【項目】</p> <p>2 気候変動対策推進計画等 (1) 気候変動対策推進計画</p> <p>【御意見等】</p>	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	行	御意見等の内容	県の考え方
			<p>仮に、気候変動対策推進計画として山林開発によりメガソーラーの設置を検討した場合、以下を必須事項とすべきと考える。</p> <p>① 現状山林の温室効果ガス吸収量の算出</p> <p>② 山林開発後の災害発生の可能性と種類、被害の想定</p> <p>③ 山林開発後の温室効果ガス吸収量の算出</p> <p>④ 山林開発を実行すべきかの判断の公表、パブリックコメントの実施</p>	
10	2	35	<p>【項目】</p> <p>2 気候変動対策推進計画等 (3) 県の率先実行</p> <p>【御意見等】</p> <p>「電動車」の表現は分かりにくいいため、具体的に「電気自動車、ハイブリット車」としてはどうか。</p>	<p>県公文例規程などを確認した上での表現となっております。</p> <p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
11	4	4	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項 (2) 交通及び自動車利用に関する気候変動対策 ウ 温室効果ガスの排出の量の少ない自動車等の購入</p> <p>【御意見等】</p> <p>製造時から考慮すると、温室効果ガスを排出しないものはない。また、電気自動車は製造時にガソリン車の2倍から2.5倍の温室効果ガスを排出していることが明らかになっている。誤った認識が広がることを防止するためにも、「電動車その他の温室効果ガスを排出しない」は削除することを提案する。</p>	<p>環境省によると、電気自動車はガソリン車と比較して、走行時の二酸化炭素の排出量は大幅に少なくなっています。ライフサイクルアセスメント（製品の製造から廃棄までのすべての工程における環境負荷）においても、電気自動車はガソリン車に比べ20～30%二酸化炭素排出量が少ないと言われています。電気自動車に充電する電気を、再生可能エネルギー由来の電力に変えることにより、さらなる二酸化炭素排出量の削減を実現できます。</p>
12	4	5	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項 (2) 交通及び自動車利用に関する気候変動対策 ウ 温室効果ガスの排出の量の少ない自動車等の購入</p>	<p>環境省によると、電気自動車はガソリン車と比較して、走行時の二酸化炭素の排出量は大幅に少なくなっています。ライフサイクルアセスメント（製品の製造から廃棄までのすべての工程における環境負荷）においても、電気自動車はガソリン車に比べ</p>

No.	頁	行	御意見等の内容	県の考え方
			<p>【御意見等】</p> <p>電気自動車は、製造から廃棄までのライフサイクルを俯瞰すると燃料駆動自動車よりも温室効果ガスを多く排出すると試算されている。また、バッテリーにより車重が重かったり、バッテリー寿命の問題があったり解決すべき課題があるのが現状であるため、電動車を明記するのは得策ではないと考える。</p>	<p>20～30%二酸化炭素排出量が少ないと言われています。</p> <p>また、国においては「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に基づき、蓄電池等の電動車関連技術・サプライチェーン強化を進めることとしております。</p>
13	4	12	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項 (2) 交通及び自動車利用に関する気候変動対策 オ 電動車の充電設備等の設置</p> <p>【御意見等】</p> <p>現在の電動車はカーボンニュートラルに貢献しないため、コネクタや電圧等の規格が確立してから、充電設備等を整備しても遅くはないと考える。現状では時期尚早ではないか。</p>	<p>環境省によると、電気自動車はガソリン車と比較して、走行時の二酸化炭素の排出量は大幅に少なくなっています。ライフサイクルアセスメント（製品の製造から廃棄までのすべての工程における環境負荷）においても、電気自動車はガソリン車に比べ20～30%二酸化炭素排出量が少ないと言われています。</p>
14	4	37	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項 (3) 建築物に関する気候変動対策 イ 再生可能エネルギーの利用等</p> <p>【御意見等】</p> <p>現在の電動車はカーボンニュートラルに貢献しないため、コネクタや電圧等の規格が確立してから、充電設備等を整備しても遅くはないと考える。現状では時期尚早ではないか。</p>	<p>環境省によると、電気自動車はガソリン車と比較して、走行時の二酸化炭素の排出量は大幅に少なくなっています。ライフサイクルアセスメント（製品の製造から廃棄までのすべての工程における環境負荷）においても、電気自動車はガソリン車に比べ20～30%二酸化炭素排出量が少ないと言われています。</p>
15	5	23	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項 (5) 再生可能エネルギーの利用等に関する気候変動対策 ア 再生可能エネルギー等の利用の推進</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>太陽光パネルについては、リユース及びリサイクルの観点から踏まえ、循環経済を進めていくことが重要であると考えております。</p>

No.	頁	行	御意見等の内容	県の考え方
			<p>【御意見等】</p> <p>太陽光パネルは製造から廃棄までトータルすれば環境負荷は大きい。</p> <p>高温ガス炉、革新軽水炉、核融合発電など、より安全でクリーンな新型発電の研究・開発完成が目前に来ており、不安定な自然エネルギーにのめり込んで思考停止してはならない。</p>	
16	5	23	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項</p> <p>(5) 再生可能エネルギーの利用等に関する気候変動対策</p> <p>ア 再生可能エネルギー等の利用の推進</p> <p>【御意見等】</p> <p>外国資本、大手資本が主体となると、生み出される果実が県外に持ち出され、地域の発展につながらないため、「再生可能エネルギー等の利用の推進」の基本理念として、「地産地消」とともに「再生可能エネルギーは地域の共有財産」であることを明確にすべき。</p>	御意見として承ります。
17	5	30	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項</p> <p>(5) 再生可能エネルギーの利用等に関する気候変動対策</p> <p>イ 再生可能エネルギー等の地産地消</p> <p>【御意見等】</p> <p>「地域において得られた再生可能エネルギー」について、具体的にどのような手段で地産地消できるのかを記載されることを望む。</p>	御意見として承ります。
18	5	34	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項</p> <p>(5) 再生可能エネルギーの利用等に関する気候変動対策</p> <p>ア 再生可能エネルギー等の利用の推進</p>	御意見として承ります。

No.	頁	行	御意見等の内容	県の考え方
			<p>【御意見等】</p> <p>昨今のメガソーラー問題や風力発電問題の観点から、再生可能エネルギー設備等を設置する際は、その手法と想定される効果について県民に喧伝すべきであり、事業者には環境影響評価、設備設置計画、費用対効果等の提出を義務付けるべきと考える。</p>	
19	5	34	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項 (5) 再生可能エネルギーの利用等に関する気候変動対策 ウ 再生可能エネルギー設備等の設置に当たっての自然環境保全等</p> <p>【御意見等】</p> <p>福島市・先達山のメガソーラーは即刻中止し、原状回復すべきと考える。</p>	再生可能エネルギー設備の導入にあたっては、関係法令等に基づき、適切に対応することが重要であると考えています。
20	5	34	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項 (5) 再生可能エネルギーの利用等に関する気候変動対策 ウ 再生可能エネルギー設備等の設置に当たっての自然環境保全等</p> <p>【御意見等】</p> <p>メガソーラーで自然を壊せば、山や森は侵され、動物たちは行き場を失い絶え、美しい水はなくなり、福島県の豊かな自然は二度と元に戻ることはなくなる。絶対にメガソーラーで自然を壊してはいけない。</p>	再エネ発電事業については、関係法令等を遵守し、地元の理解の下、安全や環境、景観に十分配慮し、実施されることが重要と考えております。
21	5	34	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項 (5) 再生可能エネルギーの利用等に関する気候変動対策 ウ 再生可能エネルギー設備等の設置に当たっての自然環境保全等</p> <p>【御意見等】</p> <p>カーボンニュートラルを笠に着せた安易</p>	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	行	御意見等の内容	県の考え方
			なメガソーラーや風力発電は厳に慎むべきであるとする。我が県には多くの温泉地が存在しており、地熱発電の技術開発を県内の産学官で協力して促進した方が得策だと考えられる。	
22	5	34	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項</p> <p>(5) 再生可能エネルギーの利用等に関する気候変動対策</p> <p>ウ 再生可能エネルギー設備等の設置に当たっての自然環境保全等</p> <p>【御意見等】</p> <p>守るべきは自然であってメガソーラーではない。自然というものは、一度破壊してしまったら戻すためには莫大な年月がかかる。メガソーラーなどで山を破壊する行為は犯罪と同じである。</p>	再エネ発電事業については、関係法令等を遵守し、地元の理解の下、安全や環境、景観に十分配慮し、実施されることが重要と考えております。
23	5	35	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項</p> <p>(5) 再生可能エネルギーの利用等に関する気候変動対策</p> <p>ウ 再生可能エネルギー設備等の設置に当たっての自然環境保全等</p> <p>【御意見等】</p> <p>再生可能エネルギー設備等の設置について、事業者への強制力がないため、県側は設備について、都度、検査を実施し、問題の無い事を確認し認可する。また、事業者が違反した場合の罰則を設けることを提案する。</p>	御意見として承ります。
24	5	40	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項</p> <p>(5) 再生可能エネルギーの利用等に関する気候変動対策</p> <p>エ 水素等の利用の促進</p> <p>【御意見等】</p> <p>水素はそもそも二次エネルギーでありエネルギー転換効率が悪いとため、経済的に成</p>	水素は、利用段階では二酸化炭素を排出せず、多様なエネルギー源から製造が可能であるなど、環境負荷の低減やエネルギーセキュリティの向上に資する将来の有望な二次エネルギーであり、今後の再生可能エネルギーの大量導入により発生する余剰再エネを水素に変換・貯蔵することで、系統電力の調整力としての役割を果たし、再エネの導入ポテンシャルを高めることも可能で

No.	頁	行	御意見等の内容	県の考え方
			<p>り立たないものであることは明確であり、巨大な無駄遣いとなることから、「水素等の利用の促進」については削除すべき。</p> <p>また、素案の各所に「水素」が挙げられているが、それは気候変動対策全体をゆがめるものとなる。</p>	<p>あるなど、カーボンニュートラル実現に向けた重要なテクノロジーであると考えております。</p>
25	6	21	<p>【項目】</p> <p>3 緩和策の推進に関する事項 (7) 森林整備等に関する気候変動対策</p> <p>【御意見等】</p> <p>再エネ事業者に対する要求として、森林を伐採し太陽光発電設備や風力発電設備を設置する場合は、その面積に応じた森林整備等を義務づけることを提案する。</p>	<p>再生可能エネルギー設備の導入にあたっては、関係法令に基づき、適切に対応してまいります。</p>
26	7	22	<p>【項目】</p> <p>4 適応策の推進に関する事項 (3) 福島県気候変動適応センター</p> <p>【御意見等】</p> <p>県税を注ぐため、その恩恵が県内に最大限得られるよう、福島県気候変動適応センターの運営においては、県内の産学を優先に取り組んでいただきたい。</p>	<p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
27	7	22	<p>【項目】</p> <p>4 適応策の推進に関する事項 (3) 福島県気候変動適応センター</p> <p>【御意見等】</p> <p>センターの取組として、再エネ設備を設置した場合における周辺の自然環境（気温、風況、生態系等）への影響についてのデータ収集や研究を行い、現状の気候変動対策が自然環境に悪影響を及ぼすおそれがないか科学的に検証することを提案する。</p> <p>福島県で積極的に予算を組んで研究することで、科学的に現状の再エネ一辺倒の政策が正しいのかを検証してほしい。</p>	<p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
28	7	38	<p>【項目】</p> <p>5 その他の取組（理解の促進等）</p>	<p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	行	御意見等の内容	県の考え方
			<p>(2) カーボンニュートラルの実現に資する産業の振興</p> <p>【御意見等】 県内での参入促進については、拠点ないし本拠地が県内にある企業を優先に取り組んでいただきたい。</p>	
29	8	1	<p>【項目】 5 その他の取組（理解の促進等） (3) 温室効果ガスの排出の量の削減等に資する技術の研究開発等</p> <p>【御意見等】 県税を注ぐため、県が連携を強化する事業者、大学その他研究機関等は、拠点ないし本拠地が県内にある組織等を優先に取り組んでいただきたい。</p>	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
30	8	15	<p>【項目】 5 その他の取組（理解の促進等） (7) 財政上の措置</p> <p>【御意見等】 県税を注ぐため、拠点ないし本拠地が県内にある組織等のみを対象として取り組んでいただきたい。</p>	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
31	8	31	<p>【項目】 7 条例の見直し</p> <p>【御意見等】 条例の見直しに当たっては、「適時に」では不明確と考えられるため、年に2回程度の条例改定定例会を設け、パブリックコメントで県民の意見を求めるのが良いと考える。</p>	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
32	全般	—	地球規模の課題を、温室効果ガス排出量が世界の3%の日本が、そして福島県が、自経済の身銭を切って高くつく脱炭素を積極的に推進することは本当に正しい政策なのか。日本がいくら頑張っても、地球規模の気候変動への寄与は微々たるものか、ほとんど	地球温暖化の影響による気候変動への対策については、地球規模の喫緊の課題であり、本県としても、市町村や他都道府県、国と連携・協力を図りながら、一つ一つ着実に進めることが重要であると考えております。

No.	頁	行	御意見等の内容	県の考え方
			ど影響しないのではと思う。脱炭素を進めたいのであれば、日本における温室効果ガス排出量を基に、対策の質や量を制御して、環境や経済に負担にならないよう進めてほしい。	